

## 目次

### 教育委員会規則

- 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
- 告示
- 平成26年度北海道教育功績者の表彰について…………… 1
- 通達・通知
- 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について…………… 2

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第18号）

##### 1 趣旨

気象等に関する特別警報が発表されるなど、校長が臨時に授業を行わないことができる場合を具体的に示すことにより、臨時休業の措置が適切に講じられ、幼児、児童又は生徒の安全が確保されるよう、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができることとした（第27条関係）。

- (1) 学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。
- (2) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。  
平成26年10月14日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

### 北海道教育委員会規則第18号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

（臨時休業）

第27条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。

- (1) 学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。
- (2) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。

#### 附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第60号

北海道教育功績者表彰規則（昭和28年北海道教育委員会規則第9号）に基づき、次の者を平成26年度北海道教育功績者として表彰する。

表彰式は、平成26年12月18日（木）札幌市（ホテルライフオーソ札幌）において行う。

平成26年10月14日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義  
岩見沢市立光陵中学校長 杉野幹夫  
北海道札幌北高等学校長 中田貢  
前二セコ町教育委員会教育長 篠原正男  
新冠町立新冠中学校長 高野卓也  
函館市立的場中学校長 高橋登  
江差町立江差中学校長 大村徳則  
旭川市立明星中学校長 奥山ゆみ子  
前富良野市教育委員会教育長 宇佐見正光  
釧路市立芦野小学校長 近藤逸郎  
羅臼町教育委員会教育長 池田榮壽

## 通 達 ・ 通 知

教高第1035号  
平成26年10月14日

各道立学校長 様

教 育 長

### 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について（通達）

本日、北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（平成26年北海道教育委員会規則第18号）を公布し、施行することとしました。

この度の改正の趣旨等は次のとおりですので、適切に対応してください。

記

#### 1 改正の趣旨

気象等に関する特別警報が発表されるなど、校長が臨時に授業を行わないことができる場合を教育委員会規則に具体的に示すことにより、臨時休業の措置が適切に講じられ、幼児、児童又は生徒の安全が確保されるよう、所要の改正を行うこととしたものである。

#### 2 改正の概要

校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができることとした（第27条関係）。

- (1) 学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき（第27条第1号関係）。
- (2) その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき（第27条第2号関係）。

#### 3 留意事項

- (1) 「学校所在地」とは、学校が設置されている市町村と考えること。  
また、「幼児、児童若しくは生徒が居住している地域」とは、在籍する児童生徒等が居住する又は通学経路上の市町村と考えること。
- (2) 「大半の幼児、児童若しくは生徒」とは、在籍する児童生徒等の半分以上の児童生徒等を指すこと。
- (3) 「非常変災その他急迫の事情」に該当する場合としては、風水害、雪害、地震、津波、火山噴火などの自然災害のほかに、学校火災や交通障害などの発生等、客観的に授業の実施が著しく困難となる場合が考えられること。
- (4) 「その他校務の運営上やむを得ない」と認めるときとは、地域社会の風俗習慣や入学者選抜試験、あるいは、学年行事等の関係で特定の学年のみを休業とする必要性などのやむを得ない事情があるときが考えられること。
- (5) 臨時休業した場合は、同管理規則第28条に基づき、教育長に報告すること。

〔 高校教育課学校制度グループ  
〃 普通教育指導グループ  
特別支援教育課学校教育指導グループ 〕